

## 延長支援加算に関する届出書

令和 2 年 4 月 13 日 提出

事業所の名称	丸八作業所	
異動区分 (該当の番号に○)	1 新規	2 変更
適用年月日	令和 2 年 4 月 1 日	

前月15日までの届け出により翌月から算定可能(4月適用のみ期限に例外あり)

運営規程上のサービス提供時間を記入すること

運営規程上の営業時間(※)	9 : 00 ~ 17 : 00 ( 8 時間)	← 8時間以上であること
延長時間帯に配置されるサービス提供職員の人数	1 人	← 1人以上の配置が必要

加算を算定する利用者の氏名	年齢	利用時間 ※	備考
1	○○ ×男	17 : 00~18 : 00	
2	△△ ☆子	17 : 00~17 : 45	
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			

添付書類	従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表(別紙2-2)及び組織体制図(参考様式15) 運営規程 延長支援加算を算定する障害者に係る生活介護計画書の写し
------	---

※ ここでいう「営業時間」とは送迎に要する時間を除く時間であり、「利用者にサービス提供できる体制で開所している時間」を指すため、「サービス提供時間」に読み替えた上で、それが運営規程上、8時間以上であり、かつその時間の前後において支援を行う場合に加算算定の対象となること。